

市営住宅入居申込のあらまし

市営住宅は………住宅に困っている所得の低い方のために、市や国の経費で建設・運営をしている公的な住宅であり、最小の経費で最大の効果をあげられるように運営することが求められています。

前の入居者が退去した後に補修を行っていますが、一般生活を送るのに支障のない範囲のものは補修を行っていません。建築後経過した年数に応じた痛みがあります。

民間住宅との違いは…① 安い家賃で入居できます。

入居される方の収入によって家賃が決まりますが、住宅の経過年数や利便性を反映した家賃体系になっています。

② 公営住宅法に基づいた管理運営がなされています。

入居される方にも保守管理義務や収入申告義務が生じます。

③ 入居申込みに当たって、室内の下見はできません。

入居予定日以前には、窓口で間取りなど住宅の内容について説明いたします。

1 申込み方法

(1) 入居の募集については、「市報てんどう」や天童市の「ホームページ」で対象となる住宅と申込み期間等をお知らせします。

(2) 申込みは天童市営住宅管理センターで行います。

○天童市営住宅管理センター

住所 天童市老野森二丁目7番20号

電話 023-656-8225

・本人または同居する親族の方がお出でください。

・申込用紙や必要な書類について説明いたします。

(3) 入居までの流れ

① 申込みの受付（現在の状況等を詳細にお伺いします。）

② 市営住宅入居選考委員会の開催

③ 入居決定及び通知

④ 入居の手続き

⑤ 入居

※ 注 意

- ・ 申込みに不正があった場合は、受付と入居が取り消しになります。

2 **入居申込みのできる資格**

- (1) 現在、住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 公営住宅法における収入基準額が月額 15 万 8 千円以下であること。ただし、高齢者、障がい者等政令で定めるものについては、月額 25 万 9 千円以下であること。

3 **入居申込みに必要な書類**

- (1) 市営住宅申込書
- (2) 住民票謄本（申込者及び同居親族の世帯全員分）
- (3) 申込者及び同居親族の所得を証明する以下の書類
 - ・ 最新の課税証明書（市町村長発行のもの）
 - ・ 退職を証明する書類（離職票など）
（申込み時以前に離職された方）

※16 歳未満の方や高校在学中の方は不要です。

- (4) 納税証明書（申込者の分のみ）
- (5) 資産証明書（申込者の分のみ）
- (6) 印鑑証明書（申込者の分のみ）
- (7) その他必要と認められる書類

4 **入居についてのきまり**

- (1) 入居決定者は、入居決定の通知を受けた日から 10 日以内に連帯保証人（入居者と同程度以上の収入がある方）が連署する「請書」など所定の手続きを完了しなければなりません。なお、保証人の「印鑑証明書」、「納税証明書」及び「資産証明書」が必要です。

※ 期限内に完了しない場合は入居取り消しとなりますのでご注意ください。

- (2) 入居の際は、家賃の 3 ヶ月分を敷金として納入していただきます。
- (3) 家賃のほかに、電気、ガス、水道使用料金、下水道使用料金及び共用部や集会場等の電気料金等の負担が必要となります。
- (4) 犬、猫等のペットの飼育は一切できません。
- (5) その他、住宅の使用上の必要事項については、入居手続きの際お渡しする別冊「入居のしおり」をご覧ください。

※ 規則に反する行為があった場合は、住宅を明渡ししていただきます。